

GroupWise® 2014
GroupWise Mobility Service
GroupWise Coexistence Solution for Exchange
Novell® Messenger

ノベルエンドユーザ使用許諾契約書

本契約を注意してお読みください。インストール、ダウンロード、またはその他の方法で本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本契約の条項に同意したものとします。お客様がこの使用許諾書の条項に同意しない場合は、このソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用しないでください。ソフトウェアの購入先である当事者にすみやかに問い合わせ、返金を受けてください。このソフトウェアは、ライセンスが許可する場合を除き、売却、移譲、または再販することはできません。

このエンドユーザ使用許諾契約(以下「本契約」という)は、お客様(個人または団体)と Novell, Inc(以下「ライセンス」という)との間で法律に基づいて締結されるものです。お客様がライセンスを取得した本契約に基づくソフトウェア製品、媒体および添付文書(以下「ソフトウェア」と総称する)は、米国およびその他の国の著作権法および著作権条約によって保護されており、本ソフトウェアの所有および使用に関しては本契約の条項が適用されます。お客様が居住する国の法律が、地元の言語で契約することを要求している場合、お客様がライセンスに対して書面による要求を行って入手することにより、本ソフトウェアのライセンスの購入に対して効力を発するものと見なされます。お客様がダウンロードまたは受領するソフトウェアのすべてのアップデート、モバイルアプリケーション、クライアント、モジュール、アダプタ、またはサポートリリース版は、使用許諾契約を伴わない限り、本ソフトウェアの一部であり、本契約が適用されるものとします。本ソフトウェアがアップデートまたはサポートリリースである場合、そのアップデートまたはサポートリリースをインストールまたは使用するには、アップデートまたはサポートされるソフトウェアのバージョンおよび数量が有効にライセンスされていなければなりません。

ユーザライセンスからメールボックスライセンスへの変換

GroupWise 2014 はメールボックス単位でライセンスおよび販売されます。GroupWise 2014 より前のライセンスバージョンの GroupWise をユーザベースでご利用の場合、GroupWise 2014 ソフトウェアを初めてインストールまたは使用する際に、ユーザライセンスは自動的に 1:1 の比率でメールボックスライセンスに変換されます。ユーザライセンスをメールボックスライセンスに変換するために、お客様側が他の作業を行う必要はありません。ユーザライセンスをメールボックスライセンスへ変換しない場合は、GroupWise 2014 へのアップグレードや展開を行うことはできず、引き続き旧バージョンの GroupWise を使用する必要があります。旧バージョンの GroupWise のご利用を継続したい場合は、購入または更新した GroupWise メールボックスライセンスにより、旧バージョンに添付されたエンドユーザ使用許諾契約に従って、GroupWise 2014 の展開の正式な代替手段として旧バージョンをユーザベースで展開する権利が付与されます。GroupWise 2014 を Novell Open Workgroup Suite (以下「NOWS」という)の一部として受領した場合、メールボックスライセンスは、NOWS のエンドユーザ使用許諾契約で規定および定義されているようにユーザライセンスまたはデバイスライセンスのままです。

ライセンス使用

GroupWise 2014

お客様によるソフトウェアの使用には、購入された製品ライセンスの種類によって、以下のライセンスのいずれかが適用されます。特定の付帯特典は、お客様のライセンスを対象にした保守を現在ご利用中の場合にのみご利用になれます。テストメールボックスとリソースメールボックスを除き、本ソフトウェアを使用して作成された GroupWise メールボックスそれぞれについて、以下に指定する使用方法に応じて、フルクライアントライセンス、制限付きクライアントライセンス、または非アクティブライセンスの購入が必要になります。使用方法が変わった場合にはメールボックス間でライセンスを移譲できます。たとえば、フルクライアントライセンスメールボックスをアーカイブ以外の目的で使用しなくなった場合、そのメールボックス用に非アクティブライセンスを購入し、そのフルクライアントライセンスを別のメールボックスに移譲できます。

GroupWise メールボックスフルクライアントライセンス。GroupWise Windows クライアントまたは Mac クライアント (grpwise.exe)、GroupWise お知らせ君(notify.exe)、GroupWise アドレス帳(addrbook.exe)、あるいは GroupWise クライアント API のサードパーティプラグインの 1 つ以上によってアクセスされていた各メールボックスには、フルクライアントライセンスが必要です。

GroupWise メールボックス制限付きクライアントライセンス。制限付きクライアントライセンスは、GroupWise WebAccess (モバイルデバイスを含む)、プロキシ機能経由の GroupWise Windows クライアント、GroupWise ビジューサー機能経由の Windows クライアント、GroupWise Mobility Service を使用して GroupWise に同期するモバイルデバイス、POP クライアント、IMAP クライアント、SOAP クライアント、または GroupWise SOAP プロトコルのサードパーティプラグインだけによってアクセスされていたメールボックスにのみ使用できます。

GroupWise メールボックス非アクティブライセンス。非アクティブライセンスは、管理者が明示的に非アクティブライセンスに設定することによって非アクティブメールボックスとして指定され、非アクティブメールボックスに指定されてから少なくとも 60 日が経過しているメールボックスにのみ使用できます。非アクティブライセンスでは、GroupWise クライアントの任意の方法を使用して非アクティブメールボックスにアクセスできます。ただし、非アクティブメールボックスはメッセージを受信することはできず、その他にも非アクティブ状態と同様の機能制限があります。

GroupWise テストメールボックス。GroupWise テストメールボックス用にライセンスを購入する必要はありません。GroupWise テストメールボックスの定義は、1)お客様の社内の運用環境に存在しているがテスト目的でのみ使用される、ポストオフィスあたり 2つ未満のメールボックス、または 2)お客様の社内の非運用環境に存在し、テストまたはデモ目的でのみ使用される、25 個未満のメールボックスです。

GroupWise リソースメールボックス。GroupWise リソースメールボックス用にライセンスを購入する必要はありません。GroupWise リソースメールボックスとは、GroupWise ユーザマニュアルで説明されているように、リソースメールボックスとして作成および指定されたメールボックスです。GroupWise リソースメールボックスには、ユーザがスケジュールまたはビジネササーチ可能な場所、項目、または役割(コンピュータ、社用車、会議室など)に使用されるメールボックスが含まれます。Novell iPrint 製品のライセンスを購入している場合、GroupWise リソースメールボックスを使用してモバイル印刷を支援できます。

NetIQ® eDirectory™ライセンス。正当に取得した Novell GroupWise 2014 ソフトウェアに含まれる NetIQ eDirectory ソフトウェアのユーザライセンス数は、(1) Novell GroupWise 2014 ソフトウェアで正当に取得したメールボックスライセンス数、(2)組織/会社内で 250,000 ユーザのいずれか多い数とします。前述の eDirectory ライセンスはアップグレード可能ではなく、その他の部分については eDirectory ソフトウェアに添付されているライセンス契約、およびその中で規定されている「ユーザ」の定義に従います。

SLES®ライセンス。SUSE® Linux Enterprise Server 製品(以下「SLES」という)のコピーに添付された使用許諾契約のライセンス権にかかわらず、お客様は SLES を汎用的なオペレーティングシステムとしては使用せず、Novell から受け取った GroupWise ソフトウェアを実行する目的のみに使用するに同意することとします。さらに、SLES をインストールできるサーバは本ソフトウェアもインストールされているサーバに限ります。本ソフトウェアの保守またはサブスクリプション契約の付帯特典として、SUSE によって提供される SLES の無償の基本サブスクリプションが付与されます。基本サブスクリプションの条件は SUSE によって明記されており、<https://www.suse.com/support> でご覧いただけます。基本サブスクリプションは、ここで権利を与えられた SLES の使用にのみ適用され、他の目的では使用できません。(1)お客様のソフトウェアライセンスの保守契約の途中解約または満了、(2)お客様のソフトウェアライセンスの合計数より保守契約の購入数が少なくなった場合のうち、いずれか早い方の条件が満たされた時点で、基本サブスクリプションは終了するものとします。教育機関向けまたは学校向けライセンスプログラムの下で本ソフトウェアのライセンスを許諾されている場合、本段落における保守契約への言及はお客様のサブスクリプション契約を指します。

GroupWise Mobility Service

GroupWise Mobility Service ソフトウェアの使用は、お客様の保守またはサブスクリプション契約の付帯特典です。お客様は、Novell GroupWise または Novell Open Workgroup Suite 製品(以下それぞれを「関連製品」という)によってライセンスを許諾された GroupWise ユーザ向けにデータをモバイルデバイスと同期するために、GroupWise Mobility Service ソフトウェアを複製して社内で使用する制限付きライセンスを付与されます。上記のライセンス許諾は、関連製品の保守またはサブスクリプション期間中のみ適用されるものとします。お客様の制限付き GroupWise Mobility ライセンスで、お客様の関連製品の保守またはサブスクリプション期間中、お客様の関連製品のライセンスまたはサブスクリプションに適用されるものと同等の保守を受けられるものとします。(1)お客様の関連製品ライセンスの保守またはサブスクリプション契約の途中解約または満了、(2)関連製品ライセンスの合計数より保守契約の購入数が少なくなった場合のうち、いずれか早い方の条件が満たされた時点で、GroupWise Mobility Service ソフトウェアを使用するライセンスは終了し、お客様はシステムから GroupWise Mobility Service ソフトウェアを完全に削除する必要があります。

Novell Messenger

Novell Messenger のスタンドアロンライセンスをご購入になった場合、各ユーザに対してライセンスが必要で(Novell Messenger ソフトウェアに添付されているエンドユーザ使用許諾契約で定義されています)。

その他の点では、Novell Messenger の使用は、お客様の保守およびサブスクリプション契約の付帯特典です。GroupWise 2014 のメールボックスライセンスをサブスクリプションベースで購入した場合、または GroupWise 2014 のライセンスを対象にした保守契約を現在ご利用中の場合、Novell Messenger を使用する権利が付与されます。ユーザライセンスの数量は、GroupWise 2014 メールボックスのフルクライアントライセンスと制限付きクライアントライセンスの合計数です。Novell Vibe(tm)のライセンスをサブスクリプションベースで購入した場合、または Novell Vibe のライセンスを対象にした保守契約を現在ご利用中の場合、Novell Messenger を使用する権利が付与されます。ユーザライセンスの数量は、Novell Vibe ライセンスの数量と同じです。(1)保守またはサブスクリプション契約の途中解約または満了、(2) GroupWise 2014 または Vibe ライセンスの合計数より保守契約の購入数が少なくなった場合のうち、いずれか早い方の条件が満たされた時点で、お客様の Novell Messenger ソフトウェア使用ライセンスは終了し、お客様はシステムから Novell Messenger ソフトウェアを完全に削除する必要があります。

GroupWise Coexistence Solution for Exchange

Coexistence は GroupWise に付属するオプションの技術で、サポート対象バージョンの Exchange で利用できるようにするには、別途年間サブスクリプションベースのライセンスが必要です。Coexistence のライセンスを許諾されて引き続き Coexistence を使用するには、保守契約またはサブスクリプションを現在ご利用になっていることが前提条件になります。GroupWise メールボックスの合計数または Coexistence と同期する Exchange ユーザの合計数のうち、いずれか少ない方の数量のサブスクリプションを入手する必要があります。Coexistence サブスクリプションの使用は、お客様のすべての GroupWise メールボックスライセンスを対象にした保守契約を現在ご利用になっていることが条件になります。Coexistence サブスクリプションおよび Coexistence 技術を使用する権利は以下のいずれか早い方をもって終了し、お客様のシステムから Coexistence をアンインストールして使用を中止する必要があります。(1)お客様の GroupWise ライセンスの保守適用範囲が終了または期限切れになった場合、もしくは(2)GroupWise ライセンスの合計数より少ない保守適用範囲を購入した場合。教育機関向けまたは学校向けライセンスプログラムの下で GroupWise のライセンスを許諾されている場合、本段落における保守適用範囲への言及はお客様のサブスクリプション適用範囲を指します。

評価版ソフトウェア。本ソフトウェアが評価版であるか、評価用に提供されている場合、ライセンスの権限のある代表者からの書面による承認がない限り、本ソフトウェアの使用に関するお客様のライセンスは、非運用用途での内部評価目的のみに制限され、お客様によるソフトウェアの受領を規定した評価オファリングの条項に準拠し、インストールから 60 日(または本ソフトウェア内で別途示される期間)経過後に期限切れとなります。評価期間満了後ただちに、お客様は本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアにより実行された操作を元の状態に戻し、さらに本ソフトウェアをお客様のシステムから完全に削除する必要があります。ライセンスの権限のある代表者からの書面による承認がない限り、ソフトウェアを再びダウンロードすることはできません。本ソフトウェアには、一定期間を過ぎるとその使用を無効にする自動無効化メカニズムが含まれていることがあります。

制限事項

使用許諾制限事項。ライセンスは、お客様に対して明示的に付与されていないあらゆる権利を留保します。本ソフトウェアの使用は、お客様の内部的な使用に限って許諾されます。本契約で明示的に許可されている場合を除き、次の行為は禁止されています：**(1)**該当する法律で明示的に許可された範囲を超えた、本ソフトウェアの複製(バックアップ目的を除く)、修正、改変、派生物の生成、リバースエンジニアリング、デコンパイル、逆アセンブル。**(2)**ライセンスの書面による許可なく、本ソフトウェアを移譲、割り当て、担保化、レンタル、時間貸し、ホスト、リースする、または本契約に基づくお客様のライセンスや権限の全部または一部を再使用許諾する。**(3)**本ソフトウェアまたは文書の特許、商標、著作権、企業秘密または他の所有権通知やラベルを削除する。**(4)**事前のライセンスの書面による許可なく、本ソフトウェアのパフォーマンス、機能、その他の評価またはベンチマークテストの結果を第三者に開示する。

ホストに関する制限。お客様が、お客様に代わり第三者により本ソフトウェアを管理、ホスト(リモートまたは仮想)または使用することを希望する場合、**(1)**下記の「検証」の項を含むがこれに限定されない、本契約に含まれる契約条件と少なくとも同程度の禁止/制限を規定する、ソフトウェアのライセンスの権利を保護する契約条件が記載された有効かつ法的拘束力のある契約を第三者と結び、**(2)**お客様の利益となる場合のみを除き、そのような第三者の使用を禁止し、**(3)**そのような第三者による上記の契約条件のいかなる違反に関しライセンスに対して全責任を負うものとします。

スイートライセンス。お客様に付与された本ソフトウェアのライセンスがスイート製品に関するものである場合は、ライセンスごとに 1 人のユーザのみがスイート内の製品を使用できます。スイートライセンスでは、ユーザ単位でライセンスを受けた場合は複数のユーザがスイート内の個々の製品を使用することはできず、デバイスまたはサーバ単位でライセンスを受けた場合は複数のデバイスがスイート内の個々の製品を使用することはできません。

アップグレードソフトウェア。この項は、お客様がアップグレード価格設定に基づいて本ソフトウェアを購入した場合、または他の方法により本ソフトウェアのアップグレードまたはアップデートを取得した場合に適用されます。「元の製品」とは、お客様がアップグレードする元となる製品を意味します。お客様は、元の製品の承認されたユーザである場合にのみ本ソフトウェアを使用する権限を持ち、元のソフトウェアについて承認を受けたライセンスの数を越えることなく、元の製品のライセンス数を 1 対 1 で置き換えるために本ソフトウェアを使用できます。本契約は、元の製品の残りのユニットに関するいかなる使用許諾契約にも取って替わり優先されるものとします。本契約は、これが付随する本ソフトウェア(製品およびバージョンごと)に固有のものであり、ライセンスから明示的な書面による許可を受けている場合を除き、お客様のソフトウェアのライセンス数を別の製品またはバージョンに再び割り当てることはできません。

保守およびサポート。ライセンスは、サポートサービスが明示的に含まれる提供物をお客様が購入した場合を除き、サポートサービスを提供する義務を負いません。お客様が上記の購入を行い、そのサポートサービスに対して適用される別途の契約は行わない場合は、サポートサービス(以下「本サービス」という)の提供に対して本契約の条項が適用されます。ライセンスが現在提供しているサポートの詳細については、<http://www.novell.com/support> を参照してください。

所有権

本ソフトウェアのタイトルまたは所有権は、お客様に移譲されないものとします。 ライセンサと第三者のライセンサは、本ソフトウェアおよびサービス(一部または全体の翻案および複製を含む)におけるすべての知的所有権に関するすべての権利、権原、および利益を留保するものとします。 お客様が取得するのは、本ソフトウェアを使用する条件付きのライセンス(使用权)のみです。本ソフトウェアによりアクセスされるコンテンツに関連する権原、所有権、および知的所有権は該当するコンテンツ所有者の財産であり、該当する著作権法または他の法律により保護されている場合があります。本契約は、そのようなコンテンツに対する権利をお客様に与えるものではありません。

制限付き保証

お客様の購入日から 90 日間、ライセンサは、本ソフトウェアが、実質的に添付のマニュアルに準拠して動作することを保証します。購入日から 90 日以内にお客様が不具合をライセンサに報告した場合、ライセンサは、自らの裁量により、不具合を解決、またはお客様が本ソフトウェアのために支払ったライセンス料を返済します。ただし、本ソフトウェアを許可されていない方法で使用または改変した場合、この保証は無効になります。前記の保証は、お客様がご利用できる唯一かつ排他的は救済策であり、明示的または黙示的な他のすべての保証に代わるものです。前述の保証は、無償で提供された本ソフトウェアには適用されません。このようなソフトウェアは、「現状のまま」でいかなる保証もなしに提供されます。

サービス。ライセンサは、購入された本サービスが、一般的に認められた業界基準のプロフェッショナルな方法で提供されることを保証します。この保証は、本サービスが提供されてから 30 日間有効です。本保証に違反があった場合のライセンサの義務は、本保証に準拠するように本サービスを修正するか、ライセンサの判断により、本保証に準拠しなかった本サービスの一部に対してお客様がライセンサに支払った金額を返却することのみに限定されます。お客様は、お客様のシステムを隔離およびバックアップするための適切な手段を講じることに同意するものとします。

本ソフトウェアは、原子力施設の運転、航空機管制システム、通信システム、制御システム、生命維持装置、兵器システム、または本ソフトウェアの故障が人命、人体の傷害または重大な物理的損害もしくは環境破壊に直結する可能性のあるその他の用途など、絶対安全な運用が要求される危険な環境下でのオンライン制御装置とともに使用または配布することを目的に設計または製造されておらず、そのような用途も想定しておりません。

ライセンサ以外の製品。本ソフトウェアには、ライセンサ以外の第三者によって使用許諾または販売されたハードウェア、他のソフトウェアプログラムまたはサービスが含まれている場合や、バンドルされている場合があります。ライセンサは、ライセンサ以外の製品またはサービスに対する保証は行いません。そのような製品またはサービスは、「現状のまま」提供されるものとします。ライセンサ以外の製品に対する保証サービスは、そのサービスが存在する場合、製品のライセンサにより、該当するライセンサの保証に従って提供されるものとします。

ライセンサは、法律で別途制限される場合を除き、本ソフトウェアの商品性、特定の用途への適合性、権原、または第三者の知的所有権の侵害、取引過程・利用・商慣習から生じる権利侵害がないことを含む、いかなる黙示的保証も否認し、排除します。ライセンサは、この限定保証条項で明示的に規定されていない保証、表示、または約束は一切行いません。ライセンサは、本ソフトウェアまたは本サービスがお客様の要件を満たすことも、すべてのオペレーティングシステム、または本ソフトウェアや本サービスの操作が中断されないことまたはエラーがないことも保証しません。前述の除外事項と免責条項は本契約の本質部分であり、製品の価格決定の基礎を成しています。保証の特定の排除および制限を認めていない法的区域があるため、上記の制限の一部はお客様に適用されないことがあります。この限定保証は、お客様に特定の権利を与えます。お客様は、州または法的区域で異なる他の権利を持つことがあります。

責任の制限

結果的損失。ライセンサも、いかなる第三者のライセンサ、子会社または従業員も、逸失利益、事業の中断、データの喪失を含むがこれに限定されない、契約違反、過失、厳格責任または他の不正行為、法律上の義務の違反、全部求償または部分求償に起因する、特別損害、偶発的損害、結果的損害、間接的損害、不法行為、経済的損害または懲罰的損害について、当該損害発生の可能性が告知されていた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

直接的損害。いかなる場合でも、財産に対するまたは人的な直接損害(それが一件の案件または一連の案件におけるかにかかわりなく)に対するライセンサの賠償責任総額は、お客様がクレームの原因となった本ソフトウェアまたはサービスの対価として支払った支払総額の 1.25 倍の金額を限度とします(また、お客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は、50 米ドルを限度とします)。前述の除外や制限は、ライセンサや従業員、エージェント、契約者の不正行為に起因する人命または身体的損害に関連するクレームには適用されません。権原または本契約に従って入手したすべてのソフトウェアの平穩享有についての暗黙的条項の不履行、もしくは悪意不実表示に関する損害を含むがこれに限定されない、損害の除外または制限が認められない管轄区域では、ライセンサの責任はそれらの管轄区域で認められる最大限の範囲で制限または除外されるものとします。

一般条項

期間。本契約は、お客様が合法的に本ソフトウェアを取得した日に有効となり、お客様が本契約の条項のどれかに違反した場合に自動的に終了します。本ソフトウェアがサブスクリプションに基づいてお客様に提供される場合は、本ソフトウェアを所有または使用のお客様の権利は、該当するサブスクリプション期間の終了時に終了します。本契約または該当するサブスクリプションの期間が終了次第、本ソフトウェアとすべての複製物を廃棄するか、またはライセンサに返却の上、お客様のシステムから本ソフトウェアを削除するものとします。

検証。ライセンサはお客様が本契約を順守していることを検証する権利を有します。お客様は以下を行うことに同意します。(1) 本ソフトウェアの不正な複製、配布、インストール、使用、または本ソフトウェアへの不正アクセスを防止するために内部的な防御策を講じる。(2) 本契約の順守を証明するのに十分な記録を保持し、ライセンサの要請に応じて、かかる記録に基づく基準レポートを提供および証明し、複製物の数(製品およびバージョンごと)、および本ソフトウェアのお客様によるライセンス取得と展開に合理的に関連しうるネットワークアーキテクチャの両方について説明する。(3) ライセンサの代表者または独立の監査官(以下「監査官」という)が、お客様の通常の営業時間内に、ライセンサのソフトウェア製品に関するライセンス条項の順守を確認するために、お客様またはお客様の契約者のコンピュータおよび記録を検査して監査することを認める。ライセンサおよび監査官が、お客様の機密情報を保護するという署名入りの書面を提示した場合、お客様はかかる監査に全面的に協力し、必要な支援と記録およびコンピュータへのアクセスを提供するものとします。監査において、いずれかの時点でお客様が本ソフトウェアの許諾されていないインストール、使用、またはアクセスを行ったことが明らかとなった場合、お客様は、不足分の数量および期間を満たす十分なライセンスを、別途適用されうる割引の恩典を受けずに、30日以内に購入します。5%を超える重大なライセンス不足が発覚した場合、お客様は、監査において発生した費用をライセンサに支払わなければなりません。

第三者のソフトウェアとオープンソース。本契約のいかなる内容も、本ソフトウェアに含まれる任意のオープンソースコードに適用できるオープンソースライセンスの下で、お客様が所有する権利または義務、あるいはお客様が準拠する条件に対して、制約、制限、または他の方法による影響を与えないものとします。本ソフトウェアは、別段の条件またはライセンサ以外のライセンサ、もしくはその両方により使用許諾された、他のソフトウェアプログラムを含んでいるか、またはこのような他のソフトウェアプログラムにバンドルされている場合があります。別個の使用許諾契約の下にあるソフトウェアプログラムの使用は、その別個の使用許諾契約によって拘束されます。本ソフトウェアと共に提供される第三者のソフトウェアは、お客様の判断でご使用ください。本ソフトウェアで使用されている特定のサードパーティコンポーネントのライセンサは、本文書に添付された付録に明記されている条件に同意することを求めています。

移譲。本契約および本ソフトウェアの使用に関連して購入したライセンスは、ライセンサからの書面による事前許可なしに、お客様が移譲または譲渡することはできません。そのようないかなる移譲または譲渡も無効であり効力を持ちません。ライセンスの移譲および本契約の譲渡を要求するには、CRC@novell.com にお問い合わせください。本契約は、ライセンサからの書面による事前許可なしに、移譲または譲渡することはできません。そのようないかなる譲渡は無効であり効力を持ちません。

法律。本契約の下で生じる、または本契約に関連する状況すべては、抵触法の定めに関わらず、米国およびユタ州の法律に準拠します。本契約の下で生じる、または本契約に関連する訴訟、法的措置はすべて、ユタ州の管轄裁判所の連邦裁判所または州立裁判所のみ提訴することができます。一方の契約の当事者が本契約に関連して訴訟を起こす場合、勝訴当事者は合理的な弁護士費用を要求する権利を有しています。ただし、お客様の主たる住居のある国が、欧州連合または欧州自由貿易連合の加盟国である場合、(1)本契約に関連した訴訟手続きを審理し判決を下す専属管轄権は、アイルランドの裁判所が持ちます。(2)本契約は、その国の法令により管理され、法的措置はすべて、その国の管轄裁判所に提訴します。国際物品売買契約に関する国連条約の適用は、明示的に除外されています。

完全合意。本契約やその他の購買文書、または他のお客様とライセンサの間の契約は、両者の完全な理解および合意を規定したものであり、お客様とライセンサの権限のある代表者によって合意された書面によってのみ、修正または変更できます。ライセンサー、卸売業者、販売店、小売店、再販売業者、販売員、従業員には、本契約を変更したり、本契約の条項に相違するか追加される表明もしくは約束を行う権限はありません。

権利放棄。本契約に基づく権利の放棄は、その拘束を受ける当事者の正式な代表者が署名した書面によるのでない限り、有効になりません。契約違反または不履行に基づく過去および現在の権利の放棄は、本契約に基づいて生じる将来の権利の放棄とはみなされません。

可分性。本契約のいずれかの条項が、無効であるかまたは法的強制力がない場合は、その無効性または法的強制力のなさを排除するため、その条項に対して、必要な程度まで、解釈の変更、制限、修正、または必要に応じて分離が行われ、本契約の他の条項はこれに影響されません。

輸出法令準拠。本契約の下で提供されるライセンサの製品または技術情報はすべて、米国輸出管理規則(EAR)に従うものとし、お客様はEARを順守することに同意するものとします。ライセンサの製品を、(1)米国輸出管理規則で指定された国、(2)核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル技術、宇宙ロケット、気象観測ロケット、または無人航空機の設計、開発、製造のために、ライセンサの製品を利用しようとしている、お客様が知るまたは知るに足る理由があるエンドユーザ、(3)米国政府の連邦機関より輸出管理規定に参加することを禁止されたエンドユーザに対して、直接的または間接的に、輸出または再輸出することはできません。本ソフトウェアをダウンロードまたは使用することにより、前述の条項に同意したものとし、お客様がかかる国に滞在していない、その管理下にない、またはその国民もしくは居住者ではない、かかるリストに載せられていないことを表明および保証するものとします。さらに、ライセンサの製品を輸入、輸出、使用する権利に影響を及ぼす可能性のある、お客様の管轄裁判所のいかなる現地の法律を順守する責任があります。EARに従って製品を輸出する際には、米国商務省産業安全保障局のWebページ

(www.bis.doc.gov)で事前にご確認ください。適切な輸出規制品目分類番号(Export Control Classification Number、ECCN)および関連するライセンスの例外(該当する場合)など、本ソフトウェアの輸出の詳細については、www.Novell.com/info/exportsを参照して

ください。要求に応じて、ライセンサの国際貿易サービス部門は、ライセンサの製品の適切な輸出規制に関する情報を提供します。ライセンサは、必要な輸出許可の取得をお客様が怠った場合の責任は問われないものとします。
米国政府の権利制限。お客様が米国政府の場合には、成果物の使用、複製、開示は FAR 52.227-14 (Dec 2007) Alternate III (Dec 2007)、FAR 52.227-19 (Dec 2007)、もしくは DFARS 252.227-7013(b)(3) (Nov 1995)またはこれらの修正条項に定める制限事項に従うことを条件とします。

(011314)

付録

サードパーティコンポーネント

JAVA

Oracle は、Java SE Platform 製品に関し次の事項に同意することを求めています。商用または製品化の目的で商用機能を使用する場合は、個別のライセンスを Oracle から取得する必要があります。「商用機能」とは、Java SE のドキュメント (www.oracle.com/technetwork/java/javase/documentation/index.html でアクセスできます)の Table 1-1 (Commercial Features in Java SE Product Editions)に示されている機能を意味します。

ORACLE

本ソフトウェアには、Oracle America, Inc. (以下「Oracle」という)製の Novell によってライセンスを許諾されたビューアソフトウェアが含まれています。Oracle JDBC ドライバが含まれる場合があります。この付録において、「プログラム」とは、Oracle のビューアソフトウェア、関連する Oracle コンポーネントおよび Oracle JDBC ドライバを指します。Oracle は、本プログラムの使用に関して以下に合意することを要求します。

利用規約

1. 本プログラムの利用はソフトウェアの範囲およびお客様の内部企業運営に限られます。お客様の代理で、かつ、お客様の内部企業運営を目的とする場合、代理人、請負人、委託者や社員以外のユーザに本プログラムの使用を許可できます。この場合、エンドユーザ使用許諾契約の規約に従うものとし、お客様には、ソフトウェアの使用に対する責任およびエンドユーザ使用許諾契約への準拠を見届ける責任があるものとします。本プログラムの物理的および運営上の管理は、エンドユーザの使用許諾契約の当事者である法人が行っているものとします。
2. 禁止事項を以下に記載します。(a)本プログラムの転送。ソフトウェアが本プログラムを物理デバイスに埋め込むタイプのものであり、コンピュータが故障した場合に一時的に転送する場合を除く。(b)他の個人や団体に本プログラムまたはその権利を委譲、譲渡または転送すること(本プログラムの担保権を設定した場合でも、担保権者には本プログラムの使用および転送する権利は生じない)。
3. Oracle またはそのライセンサは、プログラムに関するあらゆる所有権および知的財産権を保持します。
4. 禁止事項を以下に記載します。(a)レンタル、共同使用、会員サービス、ホスティング、またはアウトソーシング目的でプログラムを使用すること。(b)プログラムマークあるいは Oracle またはそのライセンサの所有権を示す情報を削除したり変更したりすること。(c)サードパーティの業務で使用する目的でエンドユーザがサードパーティに任意の方法でプログラムを利用させること(そのようなアクセスが特定のプログラムライセンスに対して明示的に許可されている場合を除く)。(d)プログラムのリバースエンジニアリング(法律や相互運用の目的で要求される場合を除く)、分解、または逆コンパイルを行うこと(以上の禁止事項にはデータ構造またはプログラムによって生成される類似の資料の調査も含まれるがそれらに限定されない)。(e)プログラムに関して実施されたベンチマーク結果を公表すること。
5. 本プログラムまたはその直接の製作物のいずれもが該当法に違反して直接的または間接的に輸出されることがないように、米国のあらゆる輸出関連法および規制、ならびに該当するその他の輸出入法に完全に準拠する必要があります。米国統一コンピュータ情報取引法(Uniform Computer Information Transactions Act)のソフトウェアは除外されます。
6. 本プログラムはこの制限ライセンスに従うものであり、当ソフトウェアと併せた使用のみが許可されます。本プログラムを変更することは許されていません。エンドユーザの使用許諾契約の終了時には、本プログラムとドキュメンテーションのすべてのコピーの使用を停止し破棄するものとします。
7. お客様は、Novell が、お客様による本プログラムの利用を監査し、監査結果を Oracle に報告したり、お客様の費用で Oracle がこの監査を実施したりできることに同意するものとします。お客様は、本プログラムに関して、Oracle を契約のサードパーティ受

益者に指定することに同意するものとします。Oracle は、Oracle と Novell の間で事前に合意された内容以外、お客様に対していかなる義務も責務も負いません。

8. 適用法によって認められる範囲において、Oracle は次の内容に関して一切責任を負いません。(a)間接的、直接的、偶発的、特別、懲罰的、または結果的なあらゆる損害、および(b)プログラムの使用によって生じる利益、収益、データ、またはデータ使用のあらゆる損失。

9. 一部のプログラムには、Oracle が当該プログラムの標準的な出荷として提供するソースコードが含まれる場合があります。かかるソースコードは本エンドユーザ使用許諾契約の条項に準拠するものとします。一部の Oracle プログラムの使用に適切または必要なサードパーティ技術に関しては、ソフトウェアのドキュメンテーションに記載されているか、または別段の定めがあります。このようなサードパーティの技術は本プログラムとともに使用することに限りライセンスされており、本エンドユーザ使用許諾契約ではなく、ソフトウェアのドキュメンテーションのサードパーティ使用許諾契約の規約または別段の定めがある場合にはそれに従うものとします。

(2013年2月)